

## 障害児・者って誰のこと？

障害児・者に関する法律の基礎となる「障害者基本法」は、1993年に「身体障害者対策基本法」を前身として改正法として制定されたものとなります。その後、身体障害者福祉法や知的障害者福祉法などが制定されますが、発達障害に関する法は制定されませんでした。その後、**2004年になり発達障害者支援法が制定されたこと**で、今まで障害としてみてこなかった発達障害の定義が確立され、各種法律制度に発達障害を位置付けることができるようになりました。

また、それぞれの法で規定されていた障害福祉サービスの一元化を図るため、2005年に障害者自立支援法が制定され、2012年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる「**障害者総合支援法**」として改正され現在に至っています。この法では、障害のあるなしにかかわらず、すべての国民がかけがえのない個人として尊重されるものとし、

- ①可能な限りどこで、誰と暮らすのかを選択することができること、
- ②社会参加する機会が確保されること、
- ③それらをほかの誰かに妨げられることがないようにすること、
- ④地域の中で生活するにあたって障壁となるすべてのものを排していくための取り組みを行うこと、

を「基本理念」として示しています。この基本理念に沿った取り組みを続けることが、私たちには求められています。

そして、そもそも障害児・者とは誰のことを指すのでしょうか？

一般的には外見や言動に明らかな障害がある人を思い浮かべるかもしれませんが、これでは人によって範囲が異なってしまいます。そこで、法律では「障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けているもの」としています。この定義を基に、様々な取り組みがされるといいですね。

問 発達支援センター ☎(24)3955

## 子育てインフォメーション

### 〈母子保健事業〉

問 健康推進課(佐屋保健センター) ☎(28)5833

内容	場所	日程	対象
母子健康手帳 交付(*)	佐屋	月～金曜日 (閉庁日を除く)	妊娠された方
ぴよぴよサロン(*)	佐屋	2月13日(火)	R5年11月・12月生
マタニティ教室(*)	佐屋	妊娠編 2月13日(火)	初めてママ・ パパになる方 (ママのみの 参加も可)
		出産編 1月10日(水)	
パパママ教室(*)	佐屋 児童館	1月20日(土)	
すくすくひろば (育児相談)	佐屋	1月 9日(火)	乳幼児と その保護者
	佐織	1月29日(月)	
離乳食教室(*)	佐屋	1月18日(木)	生後5～6か月頃
3か月児健康診査	佐屋	1月23日(火)	R5年9月1日 ～10月15日生
	佐織	1月31日(水)	R5年9月6日 ～10月20日生
10か月児相談	佐屋	2月21日(水)	R5年4月・5月生
	佐織	1月24日(水)	R5年2月・3月生

内容	場所	日程	対象
1歳6か月児 健康診査	佐屋	1月30日(火)	R4年6月6日 ～7月25日生
	佐織	2月7日(水)	R4年6月21日 ～7月20日生
2歳児 歯科健康診査	佐屋	2月1日(木)	R4年2月・3月生
	佐織	1月18日(木)	R3年12月・ R4年1月生
2歳6か月児 歯科健康診査	佐屋	1月25日(木)	R3年6月・7月生
	佐織	2月8日(木)	R3年8月・9月生
3歳児健康診査	佐屋	2月9日(金)	R2年11月16日 ～12月31日生
	佐織	1月17日(水)	R2年9月11日 ～11月30日生

※乳幼児健康診査、10か月児相談、ぴよぴよサロンの対象の方には、個人通知をします。 ※(\*)の保健事業は予約制です。

※当日の気象状況等により、延期または中止となる場合がありますので、ご了承ください。

◆表記 佐屋:佐屋保健センター 佐織:佐織保健センター □ <https://www.city.aisai.lg.jp/>